

米国内販 玩具・育児用品の規制に対応

ー CPSC 登録機関として試験報告書を発行/エコテックス®事業部ー

米国では CPSIA（Consumer Product Safety Improvement Act：消費者製品安全改善法）により、全ての子供用玩具・育児用品に含まれるフタル酸エステル類並びに鉛類を有害化学物質として規制しています。対象製品を米国内に販売目的で輸出する場合は、CPSC（Consumer Product Safety Commission：米国消費者製品安全委員会）に登録された第三者試験機関による試験が必要となります。

ニッセンケンのエコテックス®事業部は、2012年からCPSCによって認定され、CPSIAに基づく第三者評価試験を実施しています。米国へ輸出する玩具・育児用品の有害化学物質の安全性確認試験に関するご相談をお受けしていますので、メール等でお気軽にお問い合わせください。

■試験対象：子供用玩具・育児用品（12才以下の子供を対象）

■規制物質：＜鉛類（Pb）＞

区分	規制値
塗料及び表面コーティング	90 ppm 以下
塗料及び表面コーティング以外	100 ppm 以下

＜フタル酸エステル類＞

※CPSCは、2018年4月25日にCPSIAに基づき玩具・育児用品中の特定フタル酸エステル類の含有制限を強化する規則を施行しました。それ以降、フタル酸エステル類の規制対象物質は以下の8物質になりました。

対象物質	CAS No.	対象物質	CAS No.
DBP	84-74-2	DCHP	84-61-7
BBP	85-68-7	DIBP	84-69-5
DEHP	117-81-7	DHEXP	84-75-3
DINP	28553-12-0 68515-48-0	DPENP	131-18-0

※規制値はそれぞれ含有率[0.1%以下]

■本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

ライフ アンド ヘルス事業本部 エコテックス®事業部

E-mail : oecko-tex@nissenken.or.jp